

## 規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

### 埼玉県教育委員会規則第十四号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「期間」の下に「及び職員の分限に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）第二条の規定により休職にされていた期間（第十二条第二項第四号において「研究休職等期間」という。）のうち教育委員会の定める期間」を加える。

第七条第一項第一号中「在職した」を「勤務した」に改め、同項第二号中「イからロ」を「イからホ」に、「在職した」を「勤務した」に改め、同号に次のように加える。

ホ 民間における企業体、団体等の職員のうち教育委員会の定めるもの

第七条第二項中「前条第二項及び第三項の規定を準用する」を「前条第二項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、前条第三項に規定する期間に相当する期間については、除算は行わない。

第七条の二第二項中「在職した」を「勤務した」に改める。

第十二条第二項第四号中「あつた期間」の下に「及び研究休職等期間のうち教育委員会の定める期間」を加え、同項第十号中「しなかつた期間」の下に「及び勤務時間条例第十八条の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間（いずれの承認も受けていた場合には、それぞれの勤務しなかつた期間を合算した期間）」を加える。

### 附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。